

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）
新旧対照表（案）

目 次

第1章 総則

第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
----------------------	---

第2章 災害予防計画

第1節 火山防災協議会活動計画	2
第2節 防災知識普及計画	3
第5節 気象業務整備計画	4
第6節 避難対策計画	6
第9節 入山規制計画	7

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	8
第1節の2 広域防災拠点活動計画	9
第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画	10
第7節 広報広聴計画	11
第9節 公安警備計画	12
第18節 避難・救出計画	13
第19節 医療・保健計画	14
第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	15

頁	現 計 画	修 正 案																						
<p>3-1-4</p> <p>3-1-5</p> <p>3-1-6</p>	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="256 349 839 799"> <tr> <td data-bbox="256 349 416 799"> 仙台管区 気象台 〔盛岡地 方気象台〕 </td> <td data-bbox="416 349 839 799"> (1) 気象、地象及び水象の観測 並びにこれらの成果の収集 及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあって は、発生した断層運動による 地震動に限る。）及び水象の 予報・警報等の防災情報の発 表、伝達及び解説に関するこ と。 (3)～(5) [略] </td> </tr> </table> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="256 891 839 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 891 416 936">機関名</th> <th data-bbox="416 891 839 936">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 936 416 1070">日本放送 協会盛岡 放送局</td> <td data-bbox="416 936 839 1070">(1)～(3) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="256 1162 839 1435"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 1162 588 1207">機関名</th> <th data-bbox="588 1162 839 1207">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 1207 588 1435">(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</td> <td data-bbox="588 1207 839 1435">(1)～(3) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	仙台管区 気象台 〔盛岡地 方気象台〕	(1) 気象、地象及び水象の観測 並びにこれらの成果の収集 及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあって は、発生した断層運動による 地震動に限る。）及び水象の 予報・警報等の防災情報の発 表、伝達及び解説に関するこ と。 (3)～(5) [略]	機関名	業務の大綱	日本放送 協会盛岡 放送局	(1)～(3) [略]	機関名	業務の大綱	(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1)～(3) [略]	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="865 349 1447 754"> <tr> <td data-bbox="865 349 1024 754"> 仙台管区 気象台 〔盛岡地 方気象台〕 </td> <td data-bbox="1024 349 1447 754"> (1) 気象、地象、水象の観測 及びその成果の収集、発表に 関すること。 (2) 気象、地象（地震にあって は、発生した断層運動による 地震動に限る）、水象の予報・ 警報等の防災情報の発表、伝 達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略] </td> </tr> </table> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="865 846 1447 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="865 846 1024 891">機関名</th> <th data-bbox="1024 846 1447 891">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 891 1024 936">日本放送</td> <td data-bbox="1024 891 1447 936">(1)～(3) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 936 1024 1025">協会盛岡 放送局</td> <td data-bbox="1024 936 1447 1025">(4) 防災知識の普及啓発に 関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="865 1120 1447 1391"> <thead> <tr> <th data-bbox="865 1120 1197 1164">機関名</th> <th data-bbox="1197 1120 1447 1164">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 1164 1197 1391">(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</td> <td data-bbox="1197 1164 1447 1391">(1)～(3) [略] (4) 防災知識の 普及啓発に 関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	仙台管区 気象台 〔盛岡地 方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測 及びその成果の収集、発表に 関すること。 (2) 気象、地象（地震にあって は、発生した断層運動による 地震動に限る）、水象の予報・ 警報等の防災情報の発表、伝 達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略]	機関名	業務の大綱	日本放送	(1)～(3) [略]	協会盛岡 放送局	(4) 防災知識の普及啓発に 関すること。	機関名	業務の大綱	(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1)～(3) [略] (4) 防災知識の 普及啓発に 関すること。
仙台管区 気象台 〔盛岡地 方気象台〕	(1) 気象、地象及び水象の観測 並びにこれらの成果の収集 及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあって は、発生した断層運動による 地震動に限る。）及び水象の 予報・警報等の防災情報の発 表、伝達及び解説に関するこ と。 (3)～(5) [略]																							
機関名	業務の大綱																							
日本放送 協会盛岡 放送局	(1)～(3) [略]																							
機関名	業務の大綱																							
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1)～(3) [略]																							
仙台管区 気象台 〔盛岡地 方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測 及びその成果の収集、発表に 関すること。 (2) 気象、地象（地震にあって は、発生した断層運動による 地震動に限る）、水象の予報・ 警報等の防災情報の発表、伝 達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略]																							
機関名	業務の大綱																							
日本放送	(1)～(3) [略]																							
協会盛岡 放送局	(4) 防災知識の普及啓発に 関すること。																							
機関名	業務の大綱																							
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1)～(3) [略] (4) 防災知識の 普及啓発に 関すること。																							
<p>修正理由</p>	<p>○ 報道機関の業務の大綱に、防災知識の普及啓発に関することを追加することに伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																							

頁	現 計 画	修 正 案
<p>3-2-1</p> <p>3-2-2</p>	<p style="text-align: center;">第1節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項</p> <p>2 関係市町</p> <p>○ 警戒地域の指定のあった市町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び <u>避難指示</u> 等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項</p> <p>2 関係市町</p> <p>○ 警戒地域の指定のあった市町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び <u>避難指示（緊急）</u> 等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>3-2-3</p> <p>3-2-4</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災知識普及計画</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 噴火警報、噴火警戒レベル、<u>避難指示</u> 等火山災害対策に係る用語の意味</p> <p>ウ～シ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 災害時における心得</p> <p>① 市町村長から避難勧告又は <u>避難指示</u> が発せられた場合には、速やかに避難する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災知識普及計画</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 噴火警報、噴火警戒レベル、<u>避難指示(緊急)</u> 等火山災害対策に係る用語の意味</p> <p>ウ～シ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 災害時における心得</p> <p>① 市町村長から避難勧告又は <u>避難指示(緊急)</u> が発せられた場合には、速やかに避難する。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
3-2-9	<p align="center">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山 火山観 測点</td> <td align="center"><u>5</u></td> <td>馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、柳沢(GNSS)、柏台(遠望カメラ)</td> </tr> <tr> <td>秋田駒 ヶ岳火 山観測 点</td> <td align="center"><u>3</u></td> <td>八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、田沢湖高原温泉(GNSS)(いずれも秋田県側)</td> </tr> <tr> <td>栗駒山 火山観 測点</td> <td align="center"><u>2</u></td> <td>耕英(地震計、空振計、傾斜計)、大柳(遠望カメラ)(いずれも宮城県側)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	設置場所	岩手山 火山観 測点	<u>5</u>	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、柳沢(GNSS)、柏台(遠望カメラ)	秋田駒 ヶ岳火 山観測 点	<u>3</u>	八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、田沢湖高原温泉(GNSS)(いずれも秋田県側)	栗駒山 火山観 測点	<u>2</u>	耕英(地震計、空振計、傾斜計)、大柳(遠望カメラ)(いずれも宮城県側)	<p align="center">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山 火山観 測点</td> <td align="center"><u>8</u></td> <td>馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、<u>黒倉山西(地震計)、赤倉岳北(傾斜計)、柳沢(GNSS)、柏台(監視カメラ)、黒倉山(監視カメラ)</u></td> </tr> <tr> <td>秋田駒 ヶ岳火 山観測 点</td> <td align="center"><u>4</u></td> <td>八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、<u>姿見ノ池西(地震計、傾斜計)、田沢湖高原温泉(GNSS)(いずれも秋田県側)</u></td> </tr> <tr> <td>栗駒山 火山観 測点</td> <td align="center"><u>5</u></td> <td>耕英(地震計、空振計、傾斜計)、<u>地獄釜北(地震計)、須川(傾斜計)、大柳(監視カメラ)、展望岩頭(監視カメラ)</u>(耕英及び大柳は宮城県側)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	設置場所	岩手山 火山観 測点	<u>8</u>	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、 <u>黒倉山西(地震計)、赤倉岳北(傾斜計)、柳沢(GNSS)、柏台(監視カメラ)、黒倉山(監視カメラ)</u>	秋田駒 ヶ岳火 山観測 点	<u>4</u>	八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、 <u>姿見ノ池西(地震計、傾斜計)、田沢湖高原温泉(GNSS)(いずれも秋田県側)</u>	栗駒山 火山観 測点	<u>5</u>	耕英(地震計、空振計、傾斜計)、 <u>地獄釜北(地震計)、須川(傾斜計)、大柳(監視カメラ)、展望岩頭(監視カメラ)</u> (耕英及び大柳は宮城県側)
施設名	箇所数	設置場所																								
岩手山 火山観 測点	<u>5</u>	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、柳沢(GNSS)、柏台(遠望カメラ)																								
秋田駒 ヶ岳火 山観測 点	<u>3</u>	八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、田沢湖高原温泉(GNSS)(いずれも秋田県側)																								
栗駒山 火山観 測点	<u>2</u>	耕英(地震計、空振計、傾斜計)、大柳(遠望カメラ)(いずれも宮城県側)																								
施設名	箇所数	設置場所																								
岩手山 火山観 測点	<u>8</u>	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、 <u>黒倉山西(地震計)、赤倉岳北(傾斜計)、柳沢(GNSS)、柏台(監視カメラ)、黒倉山(監視カメラ)</u>																								
秋田駒 ヶ岳火 山観測 点	<u>4</u>	八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、 <u>姿見ノ池西(地震計、傾斜計)、田沢湖高原温泉(GNSS)(いずれも秋田県側)</u>																								
栗駒山 火山観 測点	<u>5</u>	耕英(地震計、空振計、傾斜計)、 <u>地獄釜北(地震計)、須川(傾斜計)、大柳(監視カメラ)、展望岩頭(監視カメラ)</u> (耕英及び大柳は宮城県側)																								
3-2-10	<p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手山遠望観測施設</td> <td>カメラ <u>20</u> [略]</td> <td><u>16</u> [略]</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			岩手山遠望観測施設	カメラ <u>20</u> [略]	<u>16</u> [略]	[略]			<p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手山遠望観測施設</td> <td>カメラ <u>17</u> [略]</td> <td><u>14</u> [略]</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			岩手山遠望観測施設	カメラ <u>17</u> [略]	<u>14</u> [略]	[略]		
施設等名	箇所数	設置機関																								
[略]																										
岩手山遠望観測施設	カメラ <u>20</u> [略]	<u>16</u> [略]																								
[略]																										
施設等名	箇所数	設置機関																								
[略]																										
岩手山遠望観測施設	カメラ <u>17</u> [略]	<u>14</u> [略]																								
[略]																										
3-2-11	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p>	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p>																								

3-2-12	種類	内容	種類	内容
		[略]		[略]
	火山現象に関する情報等	<p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に <u>発表</u>する。 火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に <u>発表</u>する。 週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に <u>発表</u>する。 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に <u>発表</u>する。 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに <u>発表</u>する。 	火山現象に関する情報等	<p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に <u>発表</u>する。 火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に <u>発表</u>する。 週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に <u>発表</u>する。 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に <u>発表</u>する。 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに <u>発表</u>する。
	[略]		[略]	
	②～④ [略]		②～④ [略]	
	⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会		⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会	
	[略]		[略]	
	○ [略]		○ [略]	
	○ 周辺市町村は、山小屋の管理人及び住民等が火山活動に関する異常現象を発見した場合には、発見者から市町村、県及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報するよう、周知徹底する。		○ 周辺市町村は、山小屋の管理人及び住民等が火山活動に関する異常現象を発見した場合には、発見者から市町村、県及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報するよう、周知徹底する。	
修正理由	○ 所要の修正			

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-18	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市町村は、火山災害から住民、登山者及び観光客等の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民及び観光客等への周知徹底を図る。</p> <p>なお、避難計画の作成の際には、異常データ観測・活動活発期における注意喚起、自主避難・避難行動要支援者等の事前避難に対応する内容や、気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の <u>基準</u> に適合した内容を盛り込むこと。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市町村は、火山災害から住民、登山者及び観光客等の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民及び観光客等への周知徹底を図る。</p> <p>なお、避難計画の作成の際には、異常データ観測・活動活発期における注意喚起、自主避難・避難行動要支援者等の事前避難に対応する内容や、気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の <u>発表基準</u> に適合した内容を盛り込むこと。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-26	<p style="text-align: center;">第9節 入山規制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 計画の作成に当たっては気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の <u>基準</u> に適合した内容を盛り込む。</p>	<p style="text-align: center;">第9節 入山規制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 計画の作成に当たっては気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の <u>発表基準</u> に適合した内容を盛り込む。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案												
3-3-12	<p style="text-align: center;">第1節の2 広域防災拠点活動計画</p> <p>第2 広域防災拠点の開設等 [略]</p> <p>1 開設基準</p> <table border="1" data-bbox="256 394 839 846"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 394 368 483">災害の種類</th> <th data-bbox="368 394 839 483">開設基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 483 368 801">火山災害</td> <td data-bbox="368 483 839 801"> <u>噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上（噴火警戒レベルが運用されている火山に限る。）又は噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されていない火山を除く。）</u> <u>され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="256 801 839 846">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類	開設基準	火山災害	<u>噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上（噴火警戒レベルが運用されている火山に限る。）又は噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されていない火山を除く。）</u> <u>され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u>	[略]		<p style="text-align: center;">第1節の2 広域防災拠点活動計画</p> <p>第2 広域防災拠点の開設等 [略]</p> <p>1 開設基準</p> <table border="1" data-bbox="865 394 1447 846"> <thead> <tr> <th data-bbox="865 394 976 483">災害の種類</th> <th data-bbox="976 394 1447 483">開設基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 483 976 801">火山災害</td> <td data-bbox="976 483 1447 801"> <u>噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル4以上）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="865 801 1447 846">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類	開設基準	火山災害	<u>噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル4以上）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u>	[略]	
災害の種類	開設基準													
火山災害	<u>噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上（噴火警戒レベルが運用されている火山に限る。）又は噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されていない火山を除く。）</u> <u>され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u>													
[略]														
災害の種類	開設基準													
火山災害	<u>噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル4以上）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u>													
[略]														
修正理由	○ 所要の修正													

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-23	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>2 気象予報・警報等の種類及びその内容</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 防災関係機関の措置</p> <p>ア 東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株）</p> <p>警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市町村に伝達する。</p>	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>2 気象予報・警報等の種類及びその内容</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 防災関係機関の措置</p> <p>ア 東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株）</p> <p>警報 <u>又は特別警報</u> を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市町村に伝達する。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																						
3-3-31	<p align="center">第7節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> 4～15 [略]</td> </tr> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	市町村本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> 4～15 [略]	<p align="center">第7節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]</td> </tr> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	市町村本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]														
実施機関	広聴広報活動の内容																							
市町村本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> 4～15 [略]																							
実施機関	広聴広報活動の内容																							
市町村本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]																							
3-3-32	<table border="1"> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告・指示</u> 4～15 [略]</td> </tr> </table>	県本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告・指示</u> 4～15 [略]	<table border="1"> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]</td> </tr> </table>	県本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]																		
県本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告・指示</u> 4～15 [略]																							
県本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]																							
	[略]	[略]																						
	<table border="1"> <tr> <td>日本放送協会 盛岡放送局</td> <td>1～2 [略] 3 <u>避難勧告、指示</u>等の情報 4～5 [略]</td> </tr> </table>	日本放送協会 盛岡放送局	1～2 [略] 3 <u>避難勧告、指示</u> 等の情報 4～5 [略]	<table border="1"> <tr> <td>日本放送協会 盛岡放送局</td> <td>1～2 [略] 3 避難勧告等の情報 4～5 [略]</td> </tr> </table>	日本放送協会 盛岡放送局	1～2 [略] 3 避難勧告等の情報 4～5 [略]																		
日本放送協会 盛岡放送局	1～2 [略] 3 <u>避難勧告、指示</u> 等の情報 4～5 [略]																							
日本放送協会 盛岡放送局	1～2 [略] 3 避難勧告等の情報 4～5 [略]																							
3-3-33	[略]	[略]																						
	<table border="1"> <tr> <td>(株)IBC岩 手放送 [略]</td> <td>1 [略] 2 <u>避難勧告、指示</u>等の情報 3～4 [略]</td> </tr> </table>	(株)IBC岩 手放送 [略]	1 [略] 2 <u>避難勧告、指示</u> 等の情報 3～4 [略]	<table border="1"> <tr> <td>(株)IBC岩 手放送 [略]</td> <td>1 [略] 2 避難勧告等の情報 3～4 [略]</td> </tr> </table>	(株)IBC岩 手放送 [略]	1 [略] 2 避難勧告等の情報 3～4 [略]																		
(株)IBC岩 手放送 [略]	1 [略] 2 <u>避難勧告、指示</u> 等の情報 3～4 [略]																							
(株)IBC岩 手放送 [略]	1 [略] 2 避難勧告等の情報 3～4 [略]																							
	<table border="1"> <tr> <td>(株)岩手日報 社 [略]</td> <td>1 <u>避難勧告、指示</u>等の情報 3 [略]</td> </tr> </table>	(株)岩手日報 社 [略]	1 <u>避難勧告、指示</u> 等の情報 3 [略]	<table border="1"> <tr> <td>(株)岩手日報 社 [略]</td> <td>1 避難勧告等の情報 3 [略]</td> </tr> </table>	(株)岩手日報 社 [略]	1 避難勧告等の情報 3 [略]																		
(株)岩手日報 社 [略]	1 <u>避難勧告、指示</u> 等の情報 3 [略]																							
(株)岩手日報 社 [略]	1 避難勧告等の情報 3 [略]																							
	[略]	[略]																						
	[県本部の担当]	[県本部の担当]																						
3-3-34	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>[略]</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総 務 部</td> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合 防災 室</td> <td></td> <td>1～2 [略] 3 <u>避難勧告、指示</u> 等が出された場合 の報道機関に対す る報道要請 4～5 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	[略]	担当業務	総 務 部	[略]			総合 防災 室		1～2 [略] 3 <u>避難勧告、指示</u> 等が出された場合 の報道機関に対す る報道要請 4～5 [略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>[略]</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総 務 部</td> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合 防災 室</td> <td></td> <td>1～2 [略] 3 避難勧告等が出さ れた場合の報道機 関に対する報道要 請 4～5 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	[略]	担当業務	総 務 部	[略]			総合 防災 室		1～2 [略] 3 避難勧告等が出さ れた場合の報道機 関に対する報道要 請 4～5 [略]
部	課	[略]	担当業務																					
総 務 部	[略]																							
	総合 防災 室		1～2 [略] 3 <u>避難勧告、指示</u> 等が出された場合 の報道機関に対す る報道要請 4～5 [略]																					
部	課	[略]	担当業務																					
総 務 部	[略]																							
	総合 防災 室		1～2 [略] 3 避難勧告等が出さ れた場合の報道機 関に対する報道要 請 4～5 [略]																					
	[略]	[略]																						
修正 理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正 ○ 所要の修正 																							

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-40	<p style="text-align: center;">第9節 公安警備計画</p> <p>第4 実施要領</p> <p>7 死体の見分 【本編・第3章・第7節・第4・7 参照】</p>	<p style="text-align: center;">第9節 公安警備計画</p> <p>第4 実施要領</p> <p>7 検視・死体調査 【本編・第3章・第7節・第4・7 参照】</p>
修正理由	○ 「警察等が取り扱う死体の死因及び身元の調査等に関する法律」が施行されたことに伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-51	<p style="text-align: center;">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者等の生命、身体 of 安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難勧告及び <u>指示</u> 並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者等の生命、身体 of 安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難勧告及び <u>避難指示（緊急）</u> 並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p>
修正理由	○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-58	<p style="text-align: center;">第19節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。</p> <p>5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。</p>	<p style="text-align: center;">第19節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPA T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。</u></p> <p>5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。</p> <p>6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。</p>
修正理由	○ 岩手DPA Tの体制整備に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-70	<p>第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>(1) 捜索の手配</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 地方支部警察署班長は、手配の要請を受け、又は自ら行方不明者のあることを知ったときは捜索を行うとともに、公安部 <u>捜査第一</u> 課に手配する。 ○ [略] <p>(2) [略]</p> <p>(3) 検視の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視を行うものとし、あらかじめ、検視に要する資機材を整備する。 ○ 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、市町村本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等においては、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。 	<p>第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>(1) 捜索の手配</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 地方支部警察署班長は、手配の要請を受け、又は自ら行方不明者のあることを知ったときは捜索を行うとともに、公安部 <u>警備</u> 課に手配する。 ○ [略] <p>(2) [略]</p> <p>(3) 検視・<u>死体調査</u>の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視・<u>死体調査</u>を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。 ○ 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視・<u>死体調査</u>が困難である場合は、市町村本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視・<u>死体調査</u>を行う。この場合において、身元確認作業等においては、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。
3-3-71	<p>2～5 [略]</p> <p>6 災害救助法を適用した場合の死体の捜索、処理及び埋葬</p> <p>【本編・第3章・第23節・第3・4 参照】</p>	<p>2～5 [略]</p> <p>6 災害救助法を適用した場合の死体の捜索、処理及び埋葬</p> <p>【本編・第3章・第23節・第3・6 参照】</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「警察等が取り扱う死体の死因及び身元の調査等に関する法律」が施行されたことに伴う修正 ○ 所要の修正 	